

目的

動力炉、核燃料開発事業団

日本原子力研究所

原子力基本法に基づき、平和の目的に限り、高速増殖炉及び新型転換炉に関する自主的な開発、核燃料物質の生産、再処理及び保有並びに核燃料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を計画的かつ効率的に行ない、原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。

原子力基本法に基づき原子力の開発に関する研究などを総合的かつ効率的に行ない、原子力の研究開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。

業務

1. 高速増殖炉及び新型転換炉に関する開発(実用炉に係るものを除く)及びこれに必要な研究を行うこと。
2. 1に掲げる業務に関する核燃料物質の開発及びこれに必要な研究を行うこと。
3. 核燃料物質の再処理を行うこと。
4. 核燃料物質の生産及び保有を行うこと。
5. 核燃料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行うこと。
6. 核燃料及び核原料物質の輸入及び輸出並びに買取り、売渡し及び貸付を行うこと。
7. 1から6までの業務を行うこと。
8. 1から7までに掲げるもののほか、当事業団の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

1. 原子力に関する基礎的研究を行うこと。
2. 原子力に関する応用の研究を行うこと。
3. 原子炉の設計、建設及び操作を行うこと。
4. 原子力に関する研究者及び技術者の養成訓練を行うこと。
5. 放射性同位元素の輸入、生産及び頒布を行うこと。
6. 原子力に関する資料の収集を行うこと。
7. 1から6までの業務に係る成果を普及すること。

	日本原子力船開発事業団	放射線医学総合研究所
原子力の開発に関 断行的に行ない 用の促進に寄	原子力基本法にのっとり、原子力 船の開発を行ない、もてわが国にお ける原子力の利用の促進並びに造船及び 海運の発達に寄与することを目的とする。	
を行なうこと を行なうこと を行なうこと 技術者の養 生産及び頒布 を行なうこと 成果を普及す	1. 原子力船の設計、建造及び運航を行な うこと。 2. 前号の規定により建造される原子力船の乗 組員の養成訓練を行なうこと。 3. 1. 2. の業務に関する調査及び研究を行 なうこと。 4. 1. 2. 3. の業務に係る成果を普及すること。 5. 1. 2. 3. 4. の業務に附帯する業務を行な うこと。	1. 放射線による人体の障害並びにその予 防、診断及び治療に関する調査研究を 行なうこと。 2. 放射線の医学的利用に関する調査研究 を行なうこと。 3. 放射線による人体の障害の予防、診断及び 治療並びに放射線の医学的利用に関する 技術者の養成訓練を行なうこと。